

改正後

（賦課徴収等）

第二十一条 産業廃棄物埋立税の賦課徴収については、この規則に定めるもののほか、県税規則及び広島県税事務取扱規則（昭和三十五年広島県規則第九十二号。以下「事務取扱規則」という。）の定めるところによる。この場合において、県税規則第一条中「広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号。以下「条例」という。）」とあるのは「広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号。以下「条例」という。）」、広島県産業廃棄物埋立税条例（平成十四年広島県条例第二十六号）及び広島県産業廃棄物埋立税条例施行規則（平成十五年広島県規則第十二号）と、県税規則第十五条第二項中「九 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年／大蔵省／自治省／令第一号）第十三条の二第三項の規定による還付請求書の提出があつた場合」とあるのは「九 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年／大蔵省／自治省／令第一号）第十三条の二第三項の規定による還付請求書の提出があつた場合」とする。

2
略

改正前

（賦課徴収等）

第二十一条 産業廃棄物埋立税の賦課徴収については、この規則に定めるもののほか、県税規則及び広島県税事務取扱規則（昭和三十五年広島県規則第九十二号。以下「事務取扱規則」という。）の定めるところによる。この場合において、県税規則第一条中「広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号。以下「条例」という。）」とあるのは「広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号。以下「条例」という。）」、広島県産業廃棄物埋立税条例（平成十四年広島県条例第二十六号）及び広島県産業廃棄物埋立税条例施行規則（平成十五年広島県規則第十二号）と、県税規則第十五条第二項中「九 租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年／大蔵省／自治省／令第一号）第十三条の二第三項の規定による還付請求書の提出があつた場合」とあるのは「九 租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年／大蔵省／自治省／令第一号）第十三条の二第三項の規定による還付請求書の提出があつた場合」とする。

2
略